

大 津 市 環 境 配 慮 指 針

特定事業等編

平成12年9月24日

改正：平成20年4月1日

改正：平成21年4月1日

改正：平成26年2月1日

改正：令和7年8月1日

大 津 市

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 第1章 特定事業等における環境配慮指針の考え方 | 1 |
| 1 環境配慮指針【特定事業等】の位置づけ | 1 |
| 2 指針の対象 | 1 |
| 3 対象とする環境の分野 | 1 |
| 4 指針の構成 | 1 |
| 5 対象事業の種類 | 1 |
| (1) 特定事業 | 1 |
| ア 開発事業 | 1 |
| イ 生活環境影響事業 | 2 |
| (1) 物品の販売業を営むための店舗等 | 2 |
| (2) 工場又は作業場等 | 2 |
| ウ 中高層建築物 | 3 |
| (2) 大規模建設等事業 | 3 |
| 第2章 特定事業の環境配慮指針 | 4 |
| 1 開発事業の配慮指針 | 4 |
| 2 生活環境影響事業の配慮指針 | 5 |
| (1) 共通の配慮指針 | 5 |
| (2) 個別事業の配慮指針 | 7 |
| 建築物を建築して行う事業 | |
| ア 物品の販売業を営むための店舗 | 7 |
| イ 医療法に基づく病院 | 8 |
| 施設を使用し、又は建築して行う事業 | |
| ア 工場又は作業場 | 9 |
| イ 駐車場又は自動車ターミナル | 10 |
| ウ 倉庫業を営む倉庫 | 10 |
| エ 資材置場 | 11 |
| オ 給油取扱所 | 12 |
| カ ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場 その他これらに類するもの | 12 |
| キ パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター その他これらに類するもの | 13 |
| ク 飲食店又は喫茶店 | 14 |
| ケ 動物を飼育するための施設 | 15 |
| 3 中高層建築物の配慮指針 | 15 |
| 第3章 大規模建設等事業の配慮指針 | 18 |
| 1 工場等又は工業団地の用に供するための土地造成事業 | 18 |
| 2 住宅団地の用に供するための土地造成事業 | 20 |
| 3 土地区画整理事業 | 22 |
| 4 市街地再開発事業 | 24 |
| 5 岩石又は砂利の採取事業 | 26 |
| 6 レクリエーション施設の建設事業 | 27 |
| 7 大規模小売店舗の建設事業 | 30 |
| 8 自動車駐車場の建設事業 | 32 |
| 9 工場等の建設事業 | 33 |
| 10 高層建築物の建設事業 | 36 |
| 11 鉄道の建設事業 | 38 |

第1章 特定事業等における環境配慮指針の考え方

1 環境配慮指針【特定事業等】の位置づけ

天津市環境基本条例第9条に、市は市民、事業者が環境に配慮すべき指針を策定すること、及び市民、事業者は日常生活や事業活動を指針に適合させるよう努めることがうたわれており、第10条には市の施策の策定、及び実施にあたっての環境配慮が定められている。

環境配慮指針【特定事業等編】は、この基本条例の理念にのっとりして制定された、天津市生活環境の保全と増進に関する条例に定める特定事業等の実施にあたっての指針となるものである。

2 指針の対象

- ・ 特定事業
 - (1) 開発事業→天津市生活環境の保全と増進に関する条例第20条第1項第1号による「宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する事業」
 - (2) 生活環境影響事業→同条例第20条第1項第2号による「生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業」
 - (3) 中高層建築物→同条例第20条第1項第3号による「建築物であって高さ又は階数について規則で定めるものの新築、増築、改築等」
- ・ 大規模建設等事業→同条例第24条第1項による「レクリエーション施設等の建設、土石及び砂利の採取、鉄道等の建設、その他の事業」

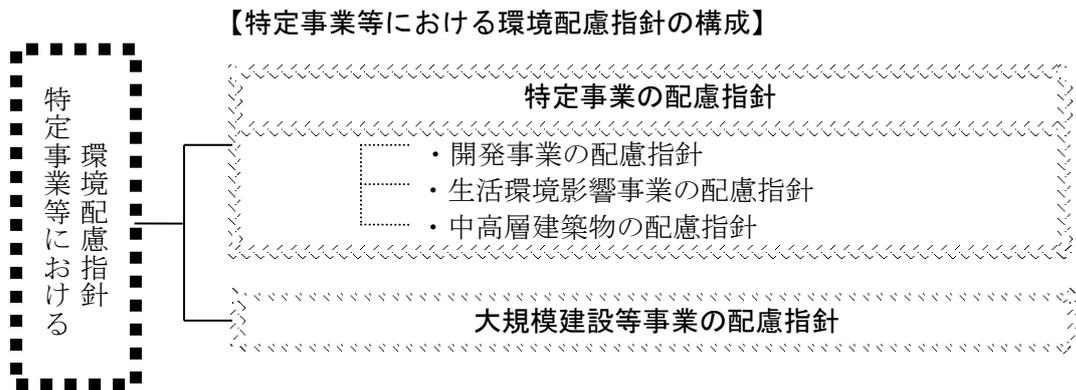
3 対象とする環境の分野

身近な環境から地球環境までの広がりを持っている環境問題に対応するために、以下の環境の分野を対象とする。

(環境の範囲)

| 分野 | 環境要素 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 自然環境 | 動物、植物、生態系等 |
| (2) 生活環境 | 大気、水質、地盤沈下、騒音、振動、悪臭、廃棄物、建造物の影響等 |
| (3) 快適環境 | 緑地、景観、歴史的資源、その他の環境資源等 |
| (4) 地球環境 | 地球温暖化、水循環、資源・エネルギー等 |

4 指針の構成



5 対象事業の種類

(1) 特定事業

ア 開発事業

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る事業で、その開発区域の面積が1ha以上のもの
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業で、その施行地区の面積が1ha以上のもの（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方住宅供給公社が施行するものを除く。）
- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成に関する工事で、その造成区域の面積が1ha以上のもの。
- 上記に準じる事業で、特に市長が事前協議を必要と認めるもの。

イ 生活環境影響事業

(1) 次に掲げる建築物を建築して行う事業

| | 事業の種類 | 規模 | 増築又は拡張 |
|---|-------------------------|--|--------------------------------------|
| ア | 物品の販売業を営むための店舗 | 床面積の合計が500㎡以上のものを建築して行う事業(増築後の床面積の合計が500㎡以上となる場合の増築を含む。) | 左記に該当した建築物を、床面積の合計が500㎡以上、増築又は拡張するもの |
| イ | 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく病院 | | |

(2) 次に掲げる施設を使用し、又は建築して行う事業

| | 事業の種類等 | 規模等 | 増築又は拡張 |
|---|---|---|---|
| ア | 工場又は作業場(物品の製造、加工、洗浄、塗装、解体その他これらに類する目的に供する施設(既存の施設を当該事業に使用して行う事業を含む。)ただし、工事現場の仮設建築物を除く。) | 床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上のもの | 左記に該当した建築物又は施設を、床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上増築又は拡張して行うもの (敷地の状況から周辺的生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。) |
| イ | 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条に規定するもの)又は自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定するもの) | 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上のもの | |
| ウ | 倉庫(倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第1項及び第3項に規定するもの) | 床面積の合計が500㎡以上のもの | |
| エ | 資材置場(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。) | 敷地面積が500㎡以上のもの | |
| オ | 給油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1項に規定するもの) | 全てのもの | |
| カ | ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの | 全てのもの | |
| キ | パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号に規定するもの)(既存の施設を当該事業に使用して行う事業を含む。) | 全てのもの | |
| ク | 飲食店又は喫茶店(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号及び第2号に規定するもの)(既存の施設を当該事業に使用して行う事業を含む。) | 業務のために供する総床面積が飲食店については、100㎡以上、喫茶店にあっては150㎡以上のもの | |
| ケ | 動物を飼育するための施設 | 牛5頭以上、馬5頭以上、豚10頭以上、猪10頭以上、又は鶏500羽以上のもの | |

ウ 中高層建築物

| 用途地域 | 高さ | 階数 |
|---|------------|------|
| 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域 | 10メートルを超える | 4階以上 |
| 商業地域、工業地域及び都市計画区域内の用途地域の指定のない区域 | 15メートルを超える | 6階以上 |

(2) 大規模建設等事業（大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の2による）

| 事業の種類 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| 1. 工場等又は工業団地の用に供するための土地造成事業 | ・工場又は事業場（以下「工場等」という。）及び工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地）の用に供するための土地の造成事業で、その造成区域の面積が5ha以上のもの |
| 2. 住宅団地の用に供するための土地造成事業 | ・住宅団地（一団の土地に集団的に建設される住宅及びその付帯施設の総体をいう。）の用に供するための土地の造成事業で、その造成区域の面積が5ha以上のもの |
| 3. 土地区画整理事業 | ・土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業）で、その施行区域の面積が5ha以上のもの |
| 4. 市街地再開発事業 | ・市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項に規定する市街地再開発事業）で、その施行地区の面積が5ha以上のもの |
| 5. 岩石又は砂利の採取事業 | ・岩石又は砂利の採取事業（採石法（昭和25年法律第291号）に基づく岩石の採取事業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利の採取事業）で、その採取区域の面積が5ha以上のもの |
| 6. レクリエーション施設の建設事業 | ・レクリエーション施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第2種特定工作物及び当該工作物と一体として整備される施設）の新設又は増設の建設事業で、その敷地面積（増設にあってはその増設部分の敷地面積）が5ha以上のもの |
| 7. 大規模小売店舗の建設事業 | ・大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗）の新設又は増設の建設事業で、その建築物の床面積（増設にあってはその増設部分の床面積）の合計が5,000㎡以上又は店舗の床面積（増設にあってはその増設部分の店舗の床面積）の合計が3,000㎡以上のもの |
| 8. 自動車駐車場の建設事業 | ・駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出を要するもの）の新設又は増設の建設事業で、自動車の駐車に用に供する面積（増設にあってはその増設部分の面積）が5,000㎡以上又は同時に駐車可能な台数（増設にあってはその増設部分の駐車可能な台数）が500台以上のもの |
| 9. 工場等の建設事業 | ・工場等（第6号から第8号に該当するものを除く。）の新設又は増設の建設事業で、次のいずれかに該当するもの ア 工場等の1日あたりの平均的な排水の量（以下「平均排水量」という。）（増設にあってはその増設に伴い増加する平均排水量）が1,000m ³ 以上のもの イ 工場等の1時間あたりに使用する最大の燃料の数量（発熱量39MJに相当する当該燃料の数量が、重油1ℓに相当するものとして、重油の数量に換算した数量をいう。以下「燃料の最大使用量」という。）（増設にあってはその増設に伴い増加する燃料の最大使用量）が2kl以上であるもの。 ウ 工場等の敷地面積（増設にあってはその増設部分の敷地面積）が5ha以上のもの。 |
| 10. 高層建築物の建設事業 | ・高層建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが45m以上であるもの）の新築又は増改築の建設事業で、その床面積（増改築にあってはその増改築部分の床面積）の合計が40,000㎡以上のもの |
| 11. 鉄道の建設事業 | ・鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道又は同条第6項に規定する専用鉄道で旅客又は貨物の運送の常用に供するもの）の新設、増設又は高架化の建設事業で、その鉄道建設区間が2km以上のもの |

第2章 特定事業の環境配慮指針

特定事業の配慮指針は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定められた特定事業を事業者が実施する際に、計画の早い段階からの環境への自主的、積極的な配慮を行うための指針です。

主な配慮事項と事前相談窓口として考えられる主な関係課を掲げました。事業を実施されるにあたって、環境配慮の内容について事前に検討される場合は、必要に応じて関係課と協議してください。

なお、事業の内容によっては、ここに掲げた関係課以外の課と協議を行っていただく場合があります。

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

1 開発事業の配慮指針

| 分類 | 主 な 配 慮 事 項 | | 関係課 |
|-----------------|--|--|---------------------------------|
| (1) 自然 環境 | 1 自然環境資源の 保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土砂採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 生態系への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活 環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の走行にあたっては、交通渋滞を引き起こさないよう走行ルートに配慮するとともに、工事現場周辺の通行の安全確保に努める ・工事車両が事業地から出入りする際は、土砂等を道路に流出させないように配慮し、もし道路を汚損した場合は早急に清掃する | ◎ 地域交通政策課 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ 環境政策課 | |

| | | | | |
|-------------|-------------------|---|---|-------------------------------|
| (2) 生活環境 | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・下水道整備地域の汚水は、下水道に排除し、下水道未整備地域等下水道への接続が困難な地域については適切な排水処理施設を設置するなど、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるように努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 20 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 21 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や植樹の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑が持つ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 5 生態系に配慮した緑化 | ・緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する。 | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |

2 生活環境影響事業の配慮指針

(1) 共通の配慮指針

| 分類 | 主な配慮事項 | | 関係課 |
|-------------|-------------------|---|---------------------|
| (1) 自然環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土砂採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |

| | | | | |
|-----------------|--|---|------------------|-------------------------------|
| (1) 自然 環境 | 3 生態系への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活 環境 | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の走行にあたっては、交通渋滞を引き起こさないよう走行ルートに配慮するとともに、工事現場周辺の通行の安全確保に努める | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両が事業地から出入りする際は、土砂等を道路に流出させないように配慮し、もし道路を汚損した場合は早急に清掃する | ◎ | 路政課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める ・商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備地域の汚水は、下水道に排除し、下水道未整備地域等下水道への接続が困難な地域については適切な排水処理施設を設置するなど、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 12 油類等の流出防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| 18 駐車場周辺への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 | |
| 19 駐車場付近での安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口には、必要に応じて歩行者用出入口を設けるなど、駐車場周辺の交通安全の確保に努める | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 | |
| 20 光害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 | |
| 21 公害発生状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 | |

| | | | | |
|-------------|-------------------|---|---|-------------------------------|
| (3) 快適環境 | 1 景観形成への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 5 生態系に配慮した緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| | 4 雨水浸透への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

(2) 個別事業の配慮指針

建築物を建築して行う事業

ア 物品の販売業を営むための店舗

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|---------------|---|---|-----------------|
| (2) 生活環境 | 2 資材等の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺的生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・拡声器を設置、使用する場合には、その稼動時間や音量について、周辺的生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 10 洗車施設対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 消防局予防課 |
| | 13 供用後の大気汚染対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|--|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 14 悪臭の防止 | ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

イ 医療法に基づく病院

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|---------------|---|---|----------------|
| (2) 生活環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生の抑制に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|--|---|------------------|
| (3) 快適 環境 | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球 環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車両による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

施設を使用し、又は建築して行う事業

ア 工場又は作業場

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|-----------------|---|---|-----------------|
| (2) 生活 環境 | 2 資材等の適正な管理 | ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 10 洗車施設対策 | ・洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 消防局予防課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生量の抑制に努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|----------|---------------------|--|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 15 生産工程、原材料等の見直し・改善 | ・生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

イ 駐車場又は自動車ターミナル

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|-------------|---|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 10 洗車施設対策 | ・洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 消防局予防課 |
| (3) 快適環境 | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |

ウ 倉庫業を営む倉庫

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|---------------|---|---|-----------------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 10 洗車施設対策 | ・洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 消防局予防課 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|--|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 14 悪臭の防止 | ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める | ◎ | 環境政策課 |

エ 資材置場

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|-----------------|---|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 2 資材等の適正な管理 | ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・敷地からの排水を適切に行うため必要に応じ、沈殿槽等適切な排水処理施設を設置するとともに、その維持管理に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|--------------|---|---|-------|
| (4) 地球環境 | 6 車輻による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める | ◎ | 環境政策課 |
|-------------|--------------|---|---|-------|

オ 給油取扱所

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|-----------------|--|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 10 洗車施設対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 消防局予防課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輻による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める | ◎ | 環境政策課 |

カ ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|---------------|--|---|-------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|----------|-----------------|---|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める 拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺的生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | <ul style="list-style-type: none"> 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

キ パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|-----------------|---|---|-------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺的生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める 拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺的生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|--|---|------------------|
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

ク 飲食店又は喫茶店

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-------------|-----------------|---|---|------------------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺的生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|----------|-----------------|---|---|-------|
| (4) 地球環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

ケ 動物を飼育するための施設

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|-----------------|---|---|----------------|
| (2) 生活環境 | 2 資材等の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿の適正処理等により、水質汚濁や土壌汚染の防止に努める | ◎ | 環境政策課 農林水産課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿の適正処理や、畜舎の清掃等を行い、悪臭の発生抑制に努める | ◎ | 環境政策課 農林水産課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |

3 中高層建築物の配慮指針

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|----------------|--|---|-------|
| (2) 生活環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | | |
|-----------------|-------------|--|---|------------------|-------------------------------|
| (2) 生活 環境 | 4 | 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 | 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 | 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | | | ・工事車両の走行にあたっては、交通渋滞を引き起こさないよう走行ルートに配慮するとともに、工事現場周辺の通行の安全確保に努める | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| | | | ・工事車両が事業地から出入りする際は、土砂等を道路に流出させないように配慮し、もし道路を汚損した場合は早急に清掃する | ◎ | 路政課 |
| | 7 | 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| | 9 | 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | | ・下水道整備地域の汚水は、下水道に排除し、下水道未整備地域等下水道への接続が困難な地域については適切な排水処理施設を設置するなど、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 12 | 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 13 | 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 | 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 | 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性のあるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 | 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| 19 | 駐車場付近での安全対策 | ・駐車場の出入口には、必要に応じて歩行者用出入口を設けるなど、駐車場周辺の交通安全の確保に努める | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 | |
| 20 | 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 | |
| 21 | 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 | |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|--|--|-------------------------------|
| (3) 快適 環境 | 1 景観形成への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 2 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や植樹の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑が持つ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 5 生態系に配慮した緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| | 7 荷役場所等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する | ◎ | 地域交通政策課 環境政策課 |
| | (4) 地球 環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ |
| 2 廃棄物の減量・リサイクル | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課 |
| 3 省資源・省エネルギーの推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 |
| 4 雨水浸透への配慮 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| 5 雨水等の貯留・活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| 6 車輛による負荷の低減 | | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

第3章 大規模建設等事業の配慮指針

大規模建設等事業の配慮指針は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定められた大規模建設等事業を事業者が実施する際に、計画の早い段階からの環境への自主的、積極的な配慮を行うための指針です。

主な配慮事項と事前相談窓口として考えられる主な関係課を掲げました。事業を実施されるにあたって、環境配慮の内容について事前に検討される場合は、必要に応じて関係課と協議してください。

なお、事業の内容によっては、ここに掲げた関係課以外の課と協議を行っていただく場合があります。

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

1 工場等又は工業団地の用に供するための土地造成事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | 関係課 |
|-------------|-------------------|---|---------------------------------|
| (1) 自然環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 生態系への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活環境 | 2 資材等の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める | |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------------|------------------|--|---|-----------------------------|----------------|
| (2) 生活 環境 | 8 | 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める 拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺的生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 | |
| | 9 | 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 | |
| | 10 | 洗車施設対策 | <ul style="list-style-type: none"> 洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | 11 | 地下水の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | 12 | 油類等の流出防止 | <ul style="list-style-type: none"> 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 | |
| | 13 | 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | | | |
| | 14 | 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 臭気が発生する工場等を有する場合は、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | 15 | 生産工程、原材料等の見直し・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質や水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | 16 | 日影規制の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 | |
| | 17 | 電波障害の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性があるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 | |
| | 18 | 駐車場周辺への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 | |
| | 19 | 光害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域へ影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 | |
| | 20 | 公害発生状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | (3) 快適 環境 | 2 | 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | | 3 | 緑化位置や樹種の選定 | <ul style="list-style-type: none"> 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |

| | | | | |
|----------|-------------------|--|---|--------------------------------------|
| (3) 快適環境 | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輻による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

2 住宅団地の用に供するための土地造成事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|-------------------|---|---|----------------|
| (1) 自然環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 生態系への配慮 | ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |

| | | | | |
|--------------|--|---|-------|-------------------------------|
| (1) 自然環境 | 4 親水性や生態系に配慮した水際・河床の整備 | ・河川等の堤防や護岸の整備においては、緩傾斜護岸や空隙のある構造を採用するなど、できるだけ動植物の生息に配慮した工法に努める | ○ | 道路・河川管理課 (河川に係るもの) |
| | 5 樹木・草木類を活用した水辺環境の整備 | ・水路などの水辺環境については、樹木や草木類を活用し、水面に日陰をつくるなど、生物が生息しやすいよう配慮する | ○ | 公園緑地課 (公園に係るもの) |
| | 6 自然とのふれあいの確保 | ・自然を残した公園整備に努め、自然とふれあえる場の確保に努める | ○ | 公園緑地課 |
| (2) 生活 | 1 沿道等建物用途への配慮 | ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 5 生態系に配慮した緑化 | ・緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める | ○ | 公園緑地課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |

| | | | | |
|-----------------|-------------------|---|---|--------------------------------------|
| (4) 地球 環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO2ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |

3 土地区画整理事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|------------------------|---|---|---|
| (1) 自然 環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 生態系への配慮 | ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 親水性や生態系に配慮した水際・河床の整備 | ・河川等の堤防や護岸の整備においては、緩傾斜護岸や空隙のある構造を採用するなど、できるだけ動植物の生息に配慮した工法に努める | ○ | 道路・河川管理課 (河川に係るもの) 公園緑地課 (公園に係るもの) |
| | 5 樹木・草木類を活用した水辺環境の整備 | ・水路などの水辺環境については、樹木や草木類を活用し、水面に日陰をつくるなど、生物が生息しやすいよう配慮する | ○ | |
| | 6 自然とのふれあいの確保 | ・自然を残した公園整備に努め、自然とふれあえる場の確保に努める | ○ | 公園緑地課 |

| | | | | |
|--------------|--|---|-------|-------------------------------|
| (2) 生活環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 5 生態系に配慮した緑化 | ・緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める | ○ | 公園緑地課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|---|---|--------------------------------------|
| (4) 地球 環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・ 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・ 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |

4 市街地再開発事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|----------------|---|---|-------------------------------|
| (1) 自然 環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・ 特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活 環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・ 騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める ・ 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|-------------------|---|---|-----------------------------|
| (2) 生活環境 | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 10 洗車施設対策 | ・洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性があるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 19 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 1 景観形成への配慮 | ・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|--|---|--------------------------------------|
| (4) 地球 環境 | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |

5 岩石又は砂利の採取事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|--|--|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 自然 環境 | 2 移植等による既存の植生等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活 環境 | 2 資材等の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める ・商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 | |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|---|---|----------------------|
| (2) 生活 環境 | 10 洗車施設対策 | ・洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適 環境 | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球 環境 | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

6 レクリエーション施設の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | 関係課 |
|-----------------|-------------------|---|---------------------|
| (1) 自然 環境 | 1 自然環境資源の保全と活用 | ・周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める ・特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 2 移植等による既存の植生等の活用 | ・やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 生態系への配慮 | ・貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する ・保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ 公園緑地課 環境政策課 |

| | | | | | |
|--|--------------|---|--|-----------------------------|---|
| (1) 自然 環境 | 4 | 親水性や生態系に配慮した水際・河床の整備 | ・河川等の堤防や護岸の整備においては、緩傾斜護岸や空隙のある構造を採用するなど、できるだけ動植物の生息に配慮した工法に努める | ○ | 道路・河川管理課 (河川に係るもの) 公園緑地課 (公園に係るもの) |
| | 5 | 樹木・草木類を活用した水辺環境の整備 | ・水路などの水辺環境については、樹木や草木類を活用し、水面に日陰をつくるなど、生物が生息しやすいよう配慮する | ○ | |
| | 6 | 自然とのふれあいの確保 | ・自然を残した公園整備に努め、自然とふれあえる場の確保に努める | ○ | 公園緑地課 |
| (2) 生活 環境 | 3 | 工事による騒音・振動対策 | ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 | 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 | 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 | 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 | 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 | 供用後の騒音・振動対策 | ・計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | | | ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める | | |
| | 9 | 供用後の水質汚濁対策 | ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | | ・商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | | |
| | 9 | 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | | | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 | |
| 11 | 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| 12 | 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 | |
| 13 | 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める | ◎ | 環境政策課 | |
| | | ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | | | |

| | | | | |
|-----------------|-------------------|---|---|--------------------------------------|
| (2) 生活 環境 | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性のあるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 19 光害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適 環境 | 1 景観形成への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める 屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 2 敷地内の緑化等 | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | <ul style="list-style-type: none"> 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める 工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球 環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | <ul style="list-style-type: none"> 建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO₂ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |

| | | | | |
|-----------------|--------------|---|---|-------------------|
| (4) 地球 環境 | 4 雨水浸透への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

7 大規模小売店舗の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|----------------|--|---|-------------------------------|
| (2) 生活 環境 | 2 資材等の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> 供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める 騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める 拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |

| | | | | |
|-----------------|-----------------|---|---|-----------------|
| (2) 生活 環境 | 10 洗車施設対策 | ・洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性のあるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 19 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適 環境 | 1 景観形成への配慮 | ・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |

| | | | | |
|-----------------|-------------------|--|---|--------------------------------------|
| (4) 地球 環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輦による負荷の低減 | ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

8 自動車駐車場の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | 関係課 |
|-----------------|----------------|---|---------------------------------|
| (2) 生活 環境 | 3 工事による騒音・振動対策 | ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める | ◎ 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|-------------------|---|---|----------------------|
| (2) 生活環境 | 8 供用後の騒音・振動対策 | ・商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 10 洗車施設対策 | ・洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性があるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

9 工場等の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | 関係課 |
|-------------|-------------|---|---------|
| (2) 生活環境 | 2 資材等の適正な管理 | ・供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する | ◎ 環境政策課 |

(2) 生活環境

| | | | | |
|----|--------------|--|---|-------------------------------|
| 3 | 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| 4 | 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| 5 | 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| 6 | 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| 7 | 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| 8 | 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める 騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める 拡声器を設置、使用する場合には、その稼動時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| 9 | 供用後の水質汚濁対策 | <ul style="list-style-type: none"> 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| 10 | 洗車施設対策 | <ul style="list-style-type: none"> 洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| 11 | 地下水の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| 12 | 油類等の流出防止 | <ul style="list-style-type: none"> 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| 13 | 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| 14 | 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|---------------------|--|---|--------------------------------------|
| (2) 生活環境 | 15 生産工程、原材料等の見直し・改善 | ・生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質や水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性があるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 19 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域へ影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 4 緩衝緑地帯等の設置 | ・建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |
| | 5 雨水等の貯留・活用 | ・敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----------------|--------------|--|---|-------|
| (4) 地球 環境 | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める ・供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する ・供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
|-----------------|--------------|--|---|-------|

10 高層建築物の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|-----------------|-----------------|--|---|-------------------------------|
| (2) 生活 環境 | 1 沿道等建物用途への配慮 | ・沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める | ○ | 環境政策課 |
| | 3 工事による騒音・振動対策 | ・低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | ・工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | ・シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | ・工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | ・工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める ・騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める ・商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 9 供用後の水質汚濁対策 | ・汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | | ・下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課 |
| | 10 洗車施設対策 | ・洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 11 地下水の保全 | ・施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | ・油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 13 供用後の大気汚染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める | ◎ | 環境政策課 |

| | | | | |
|-------------|-------------------|--|---|--------------------------------------|
| (2) 生活環境 | 13 供用後の大気汚染防止対策 | ・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 14 悪臭の防止 | ・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生抑制に努める ・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 16 日影規制の遵守 | ・中高層建築物の計画にあたっては、日影に関する影響調査を実施し、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 17 電波障害の防止 | ・中高層建築物により電波の受信に障害を与える可能性のあるときは、必要な調査を行い改善に努める | ◎ | 建築指導課 |
| | 18 駐車場周辺への配慮 | ・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 19 光害対策 | ・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域へ影響を極力少なくするよう十分に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | ・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 1 景観形成への配慮 | ・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する | ○ | 都市計画課 環境政策課 |
| | 2 敷地内の緑化等 | ・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める | ◎ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 3 緑化位置や樹種の選定 | ・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| | 6 歴史的資源の保全 | ・計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | ・建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | ・事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 3 省資源・省エネルギーの推進 | ・コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO ₂ ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める ・太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める ・水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める | ◎ | 環境政策課 お客様設備課 (コージェネレーションに係るもの) |
| | 4 雨水浸透への配慮 | ・地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する | ○ | 道路・河川管理課 環境政策課 |

| | | | | |
|----------|--------------|---|---|-------|
| (4) 地球環境 | 5 雨水等の貯留・活用 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する | ○ | 環境政策課 |
| | 6 車輛による負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |

11 鉄道の建設事業

| 分類 | 主な配慮事項 | | | 関係課 |
|----------|-------------------|---|---|-------------------------------|
| (1) 自然環境 | 3 生態系への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する 保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める | ○ | 公園緑地課 環境政策課 |
| (2) 生活環境 | 3 工事による騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 4 工事現場の排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める | ◎ | 開発調整課 環境政策課 |
| | 5 工事中の粉じん対策 | <ul style="list-style-type: none"> シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める | ◎ | 環境政策課 |
| | 6 工事車両による公害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 7 工事現場周辺の美化 | <ul style="list-style-type: none"> 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する | ◎ | 環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |
| | 8 供用後の騒音・振動対策 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺的生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する 拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺的生活環境に配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 12 油類等の流出防止 | <ul style="list-style-type: none"> 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める | ◎ | 消防局予防課 環境政策課 |
| | 20 公害発生状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める | ◎ | 環境政策課 |
| (3) 快適環境 | 6 歴史的資源の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める 工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める | ◎ | 文化財保護課 |
| (4) 地球環境 | 1 工事における建設資材の再利用等 | <ul style="list-style-type: none"> 建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する | ◎ | 環境政策課 |
| | 2 廃棄物の減量・リサイクル | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う | ◎ | 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 |